

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	2
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る提案の募集【環境局循環社会推進部施設課】	8
◇ 上下水道局	
○ 一般競争入札による市有財産の貸付け【上下水道局下水道部下水道計画課】	10
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	14

北九州市告示第 302 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	平成 29 年 5 月 23 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
門司区自転車放置禁止	1 台	平成 29 年	

区域外		5月13日	
	1台	平成29年 5月16日	
	1台	平成29年 5月29日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	36台	平成29年 5月11日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	27台	平成29年 5月17日	
	26台	平成29年 5月26日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	13台	平成29年 5月23日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	8台	平成29年 5月9日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁 止区域外	4台	平成29年 5月2日	
	7台	平成29年 5月8日	
	7台	平成29年 5月10日	
	4台	平成29年 5月15日	

	8台	平成29年 5月19日	
	4台	平成29年 5月24日	
	2台	平成29年 5月26日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成29年 5月16日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁 止区域外	1台	平成29年 5月2日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成29年 5月8日	
	3台	平成29年 5月9日	
	2台	平成29年 5月15日	
	3台	平成29年 5月17日	
	5台	平成29年 5月22日	
	3台	平成29年 5月23日	
	1台	平成29年	

		5月26日	
	1台	平成29年 5月30日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成29年 5月15日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成29年 5月2日	
	2台	平成29年 5月15日	
若松区自転車放置禁止 区域外	1台	平成29年 5月2日	
	1台	平成29年 5月29日	
	2台	平成29年 5月30日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5台	平成29年 5月19日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1台	平成29年 5月11日	
	2台	平成29年 5月18日	
	1台	平成29年 5月19日	

	2 台	平成 2 9 年 5 月 2 3 日	
	3 台	平成 2 9 年 5 月 2 5 日	
	1 台	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 2 9 年 5 月 1 2 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9 台	平成 2 9 年 5 月 2 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 4 台	平成 2 9 年 5 月 1 8 日	
八幡西区自転車放置禁 止区域外	3 台	平成 2 9 年 2 月 2 4 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	1 台	平成 2 9 年 3 月 1 日	
	3 台	平成 2 9 年 3 月 1 0 日	
	3 台	平成 2 9 年 3 月 2 2 日	
	1 台	平成 2 9 年 3 月 2 7 日	
	1 台	平成 2 9 年 4 月 3 日	

	3 台	平成 2 9 年 4 月 7 日	
	1 台	平成 2 9 年 4 月 1 0 日	
	3 台	平成 2 9 年 4 月 2 8 日	
	3 台	平成 2 9 年 5 月 1 日	
	4 台	平成 2 9 年 5 月 2 9 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 1 台	平成 2 9 年 5 月 2 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	平成 2 9 年 5 月 1 0 日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 2 9 年 5 月 1 1 日	
	1 台	平成 2 9 年 5 月 1 9 日	

北九州市公告第431号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る提案を募集するので、次のとおり公告する。

平成29年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 提案募集内容

(1) 提案を募集する事業の概要等

ア 事業名称 新日明工場建設事業

イ 事業場所 北九州市小倉北区西港町96番地2

ウ 事業概要 一般廃棄物焼却工場の建設

(2) 提案内容 新日明工場建設事業に係る技術提案

(3) 提案期限 平成29年8月25日

ただし、期限に間に合わない場合は、事前に環境局循環社会推進部施設課に連絡し、協議する。

(4) 提案方法 市が交付する技術提案仕様書に基づき、技術提案書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出する。

2 提案に必要な資格

平成30年4月1日時点で、次の各号のいずれにも該当する者又は該当する見込みの者であること。

(1) 一般廃棄物焼却炉を自ら製作し、総合的な性能を発揮させることができる者であること。

(2) 過去10年間に於いて、次のア又はイのいずれにも該当する一般廃棄物焼却プラントを元請として完成させた者であること。

ア 1炉につき、24時間当たり100トン以上の焼却能力を有すること

。

イ 廃棄物発電設備を併設していること。

3 技術提案仕様書の交付方法

北九州市環境局循環社会推進部施設課において交付する。

4 建設実績調書の提出

提案に必要な資格を確認できるものとして、建設実績調書を提案期限までに北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出する。建設実績調書には、施設名、発注者、請負金額、工期、焼却能力、炉数、炉形式及び廃棄物発電能力を明記し、契約書の写し及び焼却プラント工程が解る断面図（パンフレットでも可とする。）を添付する。

5 その他

- (1) 提案において使用する言語は、日本語とする。
- (2) 建設実績調書及び技術提案書の作成にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) この公告に係る事務を担当する主管課の名称等
北九州市環境局循環社会推進部施設課
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2184

北九州市上下水道局公告第89号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月20日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 貸し付ける物件

- (1) 名称 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区川代二丁目31番2のうち
 - イ 貸付面積 455.48平方メートル
 - ウ 最低価格 月額4万3,000円
- (2) 名称 鳥旗ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区銀座二丁目28番1
 - イ 貸付面積 610.62平方メートル
 - ウ 最低価格 月額7万6,000円

2 貸付条件

- (1) 貸付期間
 - 平成29年8月1日から平成33年7月31日まで
- (2) 使用上の制限
 - ア 共通事項
 - (ア) 対象物件を駐車場以外の用途に使用しないこと。
 - (イ) 貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしていないこと。
 - (ウ) 対象物件を市の事業に供する必要が生じたときは、賃貸借契約期間中であっても、契約を解除できることとする。（緊急を要する場合を除き、3箇月前までに通知する。）
 - イ 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地
 - (ア) 敷地内には一切工作物を設置しないこと。
 - (イ) 通路と出入り口部分は、用地管理用の駐車スペースを使用する車との共用スペースとする。
 - (ウ) 区画線外に駐車しないこと。
 - ウ 鳥旗ポンプ場跡地
 - (ア) 一定の工作物は設置することが可能であるが、大きさや設置箇

所等に制限があるので、事前に市と協議すること。

(イ) 区画線外に駐車しないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

(2) 日時

公告の日（以下「公告日」という。）から平成29年7月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

4 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

前項の場所及び期間において無償で交付する。

5 入札の参加申込書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

(2) 日時

平成29年7月3日（月）から平成29年7月6日（木）までの毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成29年7月14日（金）

ア 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地 午前9時30分

イ 鳥旗ポンプ場跡地 午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第1入札室

7 入札に参加することができる者の資格

次の要件を全て満たす地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5に規定する法人であること。

(1) 北九州市内に本店又は支店若しくは営業所があること。

(2) 健全な経営を行っていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続をしていないこ

と。

- (4) 北九州市が行う指名競争入札に関する指名停止をされていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 国税及び北九州市税の滞納がないこと。
- (8) 北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則第2条に該当する者ではないこと。

8 入札保証金

- (1) 5万円
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、上下水道局に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 最低貸付料を下回る価格によるもの。
- (2) 参加資格のない者が入札したもの、又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの。
- (3) 指定の日時までに参加申込書を提出しなかったもの。
- (4) 参加資格者の記名押印がないもの。
- (5) 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの。
- (6) 同一の入札審査について、参加資格者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの。
- (7) 同一の入札審査について、参加資格者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方のもの。
- (8) 同一の入札審査について、他の参加資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときは、その全部のもの。
- (9) 入札価格又は参加資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
- (10) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの。
- (12) その他、入札に関する条件に違反したもの。

10 入札の中止

(1) 特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、上下水道局は、補償の責めを負わない。

1.1 入札等に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

電話 093-582-2480

北九州市病院局管理規程第38号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月20日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員就業規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の ^{医療センター} の項中
八幡病院

「

医療センターの病棟勤務の助産師、看護師及び准看護師	A	早出	午前8時30分	午後5時	勤務時間中に45分とし、その制限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後1時	午後9時30分			
	B		午後4時30分	翌日午前1時			
	C		午前0時30分	午前9時			
八幡病院の病棟勤務の助産師、看護師及び准看護師	A	早出	午前8時30分	午後5時	勤務時間中に45分とし、その制限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後1時30分	午後10時			
	B		午後4時30分	翌日午前1時			
	C		午前0時30分	午前9時			

を

」

「

病棟勤務 の助産師 、看護師 及び准看 護師	A	早 出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時	勤務時 間中に 4 5 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
		遅 出	午後 1 時 3 0 分	午後 1 0 時			
	B		午後 4 時 3 0 分	翌日午 前 1 時			
	C		午前 0 時 3 0 分	午前 9 時			

に

」

改める。

付 則

この規程は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。